

## 浄化槽の維持管理は適切に

浄化槽は、トイレ・台所・風呂場など家庭から排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設で、私たちの生活環境を守るうえで非常に重要な役目を担っています。しかし、維持管理が正しく行われていないと、その機能も十分に発揮されません。このため、適切な維持管理方法などが浄化槽法に定められています。

### ●保守点検

浄化槽を点検し、装置や機械の調整や修理、汚泥の清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。

#### 《市内の浄化槽保守点検業者》

名称	所在地	電話番号
(有)熊野保全サービス	木本町	0597-89-5025
(有)紀南清掃衛生社	井戸町	0597-85-3414
(有)熊野清掃衛生舎	有馬町	0597-89-2250
(有)山洋清掃舎	有馬町	0597-89-1716
(有)新鹿商会山口清掃	新鹿町	0597-86-0021
(有)熊野浄化槽保守管理	有馬町	0597-89-3821
太陽企業(株)	五郷町	0597-83-0044
新田孝利	有馬町	0597-89-0496
南紀プロパンガス(株)	木本町	0597-85-3052
井谷住建	有馬町	0597-89-6678

### ●清掃

浄化槽内にたまった汚泥や異物などの引き出し、機器類を洗浄する作業です。汚泥がたまりすぎると、浄化されずに外に流れ出たり、悪臭の原因になります。

#### 《浄化槽清掃業者》

お住いの地区	名称	電話番号
大泊町・木本町・井戸町・有馬町・久生屋町・金山町・育生町・神川町・五郷町・飛鳥町	(有)紀南清掃衛生社	0597-85-3414
	(有)熊野清掃衛生舎	0597-89-2250
須野町・甫母町・二木島里町・二木島町・遊木町・新鹿町・波田須町・磯崎町	(有)山洋清掃舎	0597-89-1716
	(有)新鹿商会山口清掃	0597-86-0021
紀和町	(有)南清社	※連絡先:紀和し尿処理場 電話 05979-7-0168

※ 保守点検・清掃の記録は、3年間保存する義務があります。また、これらの記録は法定検査の際に必要ですので、まとめてわかりやすい場所に保管するようにしてください

## ●法定検査

浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査で、保守点検や清掃とは別に行われます。使用開始から3～5か月後に1度検査(7条検査)し、その後は、1年に1回定期検査(11条検査)を行います。

### 《指定検査機関》

名 称	所在地	電話番号
<a href="#">(社)三重県水質保全協会</a>	津市栄町3-119	059-226-0010

### ◆法定検査(11条検査)料金

人槽	20人以下	21～100人	101～300人	301～500人	501人以上
合併処理浄化槽	3,800円	8,000円	15,000円	17,000円	24,000円
単独処理浄化槽					

**【問い合わせ】環境対策課(クリーンセンター内) 企画管理係**

〒519-4325 熊野市有馬町5233番地

**電話 0597-89-2804**

**FAX 0597-89-6502**